

## 審 査 メ モ

## 1 漁業センサスの変更

漁業センサス（以下「本調査」という。）について、調査計画のうち、「調査対象の範囲」「報告を求める者」「報告を求める事項」「報告を求めるために用いる方法」「報告を求める期間」及び「集計事項」を、以下のとおり変更することとしている。

## (1) 調査対象の範囲の変更

漁業管理組織調査票を海面漁業地域調査票に統合・再編し、調査対象の範囲から漁業管理組織<sup>(注)</sup>を除外する。

(注) 漁場又は漁業種類を同じくする複数の漁業経営体から成る集まりであり、自主的な漁業資源の管理、漁場の管理又は漁獲の管理を行っている漁業協同組合の部会・支部をいう。

## (審査状況)

従来、海面漁業地域調査票においては、漁業協同組合を対象とし、漁場環境の変化（漁業権放棄の状況）、遊漁関係団体との取組状況、都市との交流活動など地域活性化の取組状況等を調査する一方、漁業管理組織調査票においては、漁業管理組織（漁業協同組合の部会・支部）を対象とし、参加漁業経営体数、管理対象魚種、漁業管理の内容など資源管理の取組状況等を調査していた。

しかしながら、海面漁業地域調査票で把握している漁業権放棄の状況等については、都道府県が所有する行政記録情報等で代替可能であること、また、漁業管理組織調査票で把握している一部項目については、漁業者が作成する資源管理計画<sup>(注1)</sup>や漁場改善計画<sup>(注2)</sup>の記載事項から把握可能であること、さらに、両調査票ともに漁業協同組合を報告者とするものであることから、行政記録情報等により代替可能な調査事項を削除した上で、漁業管理組織調査票を海面漁業地域調査票に統合・再編し、調査対象の範囲から漁業管理組織を除外することとしている。

これについては、調査の簡素化・効率化とともに、報告者負担の軽減を図るものであることから、おおむね適当と考えるが、調査票の統合・再編に伴う支障の有無等について確認する必要がある。

(注1) 水産物の資源管理・収入安定等を目的に、平成23年度に、国・都道府県が策定する「資源管理指針」に沿って関係漁業者が「資源管理計画」を作成・実施する資源管理体制が導入された。

(注2) 養殖における資源管理・収入安定等を目的に、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）第4条の規定に基づき、漁業協同組合等が作成する。

## (論点)

- 1 今回削除予定の調査事項（漁業権の放棄状況）はどのような経緯で設定され、これまで具体的にどのような行政施策等に活用されているのか。
- 2 本調査で把握している漁業権の放棄状況に係る調査事項（放棄面積及び放棄原因）についてデータ面における推移はどのようになっているか。また、漁業権の放棄状況について、都道府県は何時から、どのような情報を保有しているか。一部都道府県の保有情報と本調査の把握内容との差異等を例示しながら、代替可能と判断した理由を具体的に説明願いたい。
- 3 資源管理計画や漁場改善計画における記載事項と現行漁業管理組織調査票における調査事項による把握内容との差異等はどのようになっているのか。変更後の海面漁業地域調査票との相違点は何か。その際、それぞれについて把握時点や定義・範囲等

に差異があれば説明願いたい。

- 4 調査票の統合・再編により、前回調査と今回調査において全体の調査事項はどのように整理されるのか（変更前後の調査事項の体系図を示して頂きたい。）。また、今回変更に伴う利活用上の面でメリット・デメリットは何か。
- 5 前回調査では、海面漁業地域調査票は漁業協同組合（約1,000組合（本部））を、漁業管理組織調査は漁業管理組織（約1,700組織（組合の部会・支部））をそれぞれ対象とする一方で、今回調査では両調査票の統合に伴い、漁業協同組合（約950組合（本部））のみとしている中で、これまで漁業管理組織調査票で把握していた資源管理や漁場改善の取組状況に係る調査事項について、適切かつ負担なく回答することはできるのか。

## (2) 報告を求める事項の変更

### 海面漁業地域調査票（統合・再編後の調査票）

#### 漁業地区における活動実態を把握する調査事項の追加

##### 〔海面漁業地域調査票〕

- ① 過去1年間における漁業協同組合本所・支所が関係する会合・集会等の開催状況を把握する調査事項を追加する。

**変更案**〔追加〕

##### Ⅱ 漁業地区の会合・集会等の開催状況

過去1年間に漁業協同組合本所・支所が関係する会合・集会等が開催されましたか。開催があった場合は、「ある（回数）」欄に開催回数を記入し、その議題について、**当てはまるものすべて**に記入してください。

会合・集会等の開催 (いずれかに記入)		会合・集会等の議題（該当するものすべてにマーク）							
なし	ある (回数)	企業参入 (漁業権の問題を含む)	特定区画漁業権・ 共同漁業権の変更	漁業権放棄	漁業補償	地元地区の共用財産・ 共有施設の管理	自然環境の保全	地元地区の行事 (祭り・イベント等)	その他
301	302	303	304	305	306	307	308	309	310
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

会合・集会等の開催があった場合 →

会合・集会等の開催がなかった場合は次に進んでください ↓

- ② 過去1年間における漁業協同組合本所・支所が関係する活動のうち、当該漁業地区における活動状況を把握する調査事項を追加する。

**変更案**〔追加〕

##### Ⅲ 活性化の取組

- 1 過去1年間に漁業協同組合本所・支所が関係する活動のうち、当該漁業地区で**実施したものすべて**に記入してください。

関係する活動（該当するものすべてにマーク）					
新規漁業就業者・ 後継者を確保する取組	ゴミ(漂着・ 漂流)海底の清掃活動	6次産業化への取組	ブルーツーリズムの取組	水産に関する伝統的な 祭り・文化・芸能の保存	その他の各種イベントの開催
311	312	313	314	315	316
0	0	0	0	0	0

#### (審査状況)

水産基本計画（平成29年4月28日閣議決定）において、水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策として、「魚類・貝類養殖業等への企業の参入」や「浜の資源のフ

ル活用」が掲げられたほか、漁港漁場整備長期計画（平成29年3月28日閣議決定）において、平成33年度までに、都市漁村交流人口を100万人増加させることとされたところである。

これを踏まえ、その実現に向けた必要な各種施策の検討や政策効果の検証を行う際の基礎データを得るため、過去1年間において、漁業協同組合（本所・支所）が関係して行われた会合・集会等の開催状況及び地域活性化のための取組状況について把握する調査事項を追加することとしている。

これらについては、政策ニーズに則したデータの把握を行うものであることから、おおむね適当と考えるが、利活用の観点からみて、必要かつ十分なものとなっているか確認する必要がある。

**(論点)**

- 1 各調査事項における選択肢は、どのような考えやニーズ等に基づいて設定したものか、利活用を含め、改めて具体的に説明願いたい。
- 2 選択肢は、それぞれの活動実態を踏まえ、一定の出現頻度が見込まれるものとなっているか。
- 3 上記を踏まえ、今回追加する調査事項について、必要かつ十分なものとなっているか。

**海面漁業地域調査票（統合・再編後の調査票）以外の調査票**

**ア 「世帯員すべての人数」の削除**

〔漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）及び内水面漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）〕  
世帯員すべての人数を把握する調査事項を削除する。

**現 行**

I 世帯について  
1 世帯員すべての人数  
11月1日現在の世帯員の人数を記入してください。

(人)

		すべての世帯員	うち、満14歳以下 の世帯員
701	男	:	:
702	女	:	:

数字は、算用数字で1マスに1字ずつ右に詰めて記入してください。

変更案

〔 削 除 〕

**(審査状況)**

今回調査においては、漁業経営に係る情報の充実を図る一方で、把握する必要性の低下した本調査事項を削除することとしている。

これについては、報告者負担の軽減を図るものであることから、おおむね適当と考えるが、削除に伴う支障等がないか確認する必要がある。

**(論点)**

- 1 本調査事項について、データ面での経年変化はどうなっているか。
- 2 今回削除する満14歳以下の世帯員を含めた世帯員全ての人数については、行政施策等において具体的にどのように利活用されていたのか。また、削除しても支障等は生じないか。

イ 世帯員の漁業従事状況を把握する調査事項の変更等

(ア) 漁業従事者の年齢把握方法の変更〔漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）及び内水面漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）〕

漁業従事者の年齢について、5歳階級区分から出生年月による把握に変更する。

(イ) 「自家漁業の従事日数」を把握する調査項目の追加〔漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）〕

新たに陸上作業を含む「自家漁業の従事日数」を把握する調査項目を追加し、その内訳として従前の「自家漁業の海上作業日数」を把握する形に変更する。

(ウ) 経営方針の決定への関わりの有無を把握する調査項目の追加〔漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）及び内水面漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）〕

経営主以外の世帯員の経営方針の決定への関わりの有無を把握する調査項目を追加する。

(エ) 使用した漁船の大きさを把握する調査項目の削除〔漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）〕

海上作業日数が最も多かった漁業種類に使用した漁船の大きさを把握する調査項目を削除する。

**変更案**

I 世帯について

1 漁業を行った人  
満15歳以上の世帯員（平成15年10月31日までに生まれた人）のうち、過去1年間（平成29年11月1日から平成30年10月31日）に漁業を行った人をもちろん記入してください。

(イ) 自家漁業の従事日数  
うち、自家漁業の海上作業日数  
（自家漁業の陸上作業を含みます）

(ア) 出生の年月  
元号と出生の年月を記入

経営主とは、自家漁業の経営に責任を持つ人や、経営の意思決定を行う人です。

1 続柄番号  
01 経営主  
02 経営主の配偶者  
03 子（満15歳以上）  
04 子の配偶者  
05 経営主の父母  
06 経営主の配偶者の父母  
07 兄弟姉妹  
08 祖父母  
09 孫（満15歳以上）  
10 孫の配偶者  
11 その他（上記以外）

続柄番号	出生の年月			日数を記入 (日)
	大正	昭和	平成	
731	0	1	0	0
732	0	0	0	0
733	0	0	0	0
734	0	0	0	0
735	0	0	0	0
736	0	0	0	0
737	0	0	0	0
738	0	0	0	0

海上作業日数の数え方  
・1日のうちに2回以上出漁しても1日と数えます  
・1航海が1夜の場合（夕方出漁し、翌朝入漁した場合）は1日とします  
・2夜以上にわたる場合は、出漁日から入漁日まで日数とします。  
なお、遊漁船業は含みません。

(ウ) 1年間にした仕事

自家漁業の海上作業日数が多かった漁業種類			自家漁業の陸上作業			自家漁業以外の自家漁業			共同経営の漁業の仕事			雇われて漁業以外の仕事			雇われて漁業の仕事			日数が最も多かった仕事		
1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

6ページの「全国漁業種類番号」で当てはまる番号を記入してください

①日数が最も多かった仕事  
1: 自家漁業  
2: 自家漁業以外の自家漁業  
3: 共同経営の漁業の仕事  
4: 雇われて漁業の仕事  
5: 雇われて漁業以外の仕事

過去1年間で次のいずれかの決定に参加した方（経営主を除く）に記入してください  
・漁業種類の選定・後継計画  
・出漁  
・資金調達  
・漁船整備・養殖施設などの投資  
・雇用の決定・管理



- 2 従来の「自家漁業の海上作業日数」の結果は、行政施策等において具体的にどのように利活用されたのか。また、今回の新たな追加項目による把握結果は、具体的にどのような利活用が見込まれるのか。
- 3 「陸上作業」は、具体的にどのように定義されるのか。報告者にとって紛れのないものとなっているか。
- 4 今年7月に実施した2018年漁業センサス試行調査（以下「試行調査」という。）における本調査項目の記入状況はどうか。懸念するようなことはなかったか。

#### (ウ) 経営方針の決定への関わりの有無を把握する調査項目の追加

##### (審査状況)

水産業における女性の経営への参画の促進や「担い手」となる新規漁業就業者の支援・定着を促進する施策を進めている中、漁業の実作業のみでなく、経営主以外の世帯員の経営への関わりの有無について把握する調査項目を追加することとしている。

これについては、政策的ニーズへの対応を図るものであることから、おおむね適切と考えるが、利活用の観点からみて適切なものとなっているか等について確認する必要がある。

##### (論点)

- 1 本調査項目の結果は、具体的にどのような利活用が見込まれているか。
- 2 本調査項目追加の背景の一つである、女性や新規の漁業就業者の状況について、本調査結果から、これまでどのような実態が把握されているのか。

#### (エ) 使用した漁船の大きさを把握する調査項目の削除

##### (審査状況)

本調査項目は、自家漁業に従事する漁業就業者（世帯員）について、使用した漁船の大きさを基に、沿岸、沖合・遠洋漁業への従事状況の実態を明らかにするために把握していたものであるが、必ずしも実態を把握するものとはなっておらず、引き続き把握する必要性も低下していることから、削除するものである。

これについては、報告者負担の軽減を図るものであることから、おおむね適切と考えるが、削除に伴う支障等がないか確認する必要がある。

##### (論点)

- 1 本調査項目について、データ面での経年変化はどうなっているか。
- 2 本調査項目から得られたデータは、行政施策等において具体的にどのように利活用されていたのか。また、削除しても支障等は生じないか。

#### ウ 海上作業に雇った人に関する調査事項の変更

##### 〔漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）〕

海上作業に雇った人数を把握する調査事項において、①雇った人の有無を確認する項目を設ける、②雇った人がいる場合に、日本人雇用者数の内訳から居住地別（同一市町村、その他の県内、県外の別）に関する項目を削除する。

**変更案**

II 自家漁業に雇った人

1 海上作業に雇った人数

(1) 11月1日現在の海上作業に雇った人の有無を記入してください。雇った人がいる場合は、項目ごとにその人数を記入してください。

海上作業に雇った人がいない	0
海上作業に雇った人がいる	201

ここでは2ページの世帯員ではなく「雇った人数」を記入してください。

(2) (1)の日本人のうち、過去1年間に30日以上海上作業を行った人数を年齢別に記入してください。(人)

日本人	うち、過去1年以内に漁業を始めた人	外国人
①	②	③
千	百	十
(人)	(人)	(人)
211		

雇った日本人のうち、30日以上海上作業を行った人を年齢別に記入

過去1年以内に漁業を始めた人とは、漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した人で、以下のいずれかに該当する人です。  
 ・新たに漁業を始めた人(過去に漁業に従事していて、再び漁業を始めた人を含む。)  
 ・他の仕事が主であったが、漁業が主となった人(他の産業に従事等)

	計	男	女
計	221		
15～19歳	222		
20～24歳	223		
25～29歳	224		
30～34歳	225		
35～39歳	226		
40～44歳	227		
45～49歳	228		
50～54歳	229		
55～59歳	230		
60～64歳	231		
65～69歳	232		
70～74歳	233		
75歳以上	234		

**現行**

II 自家漁業に雇った人

1 海上作業に雇った人数

2ページの世帯員を除いた「雇った人数」を記入してください。

(1) 11月1日現在の海上作業に雇った人数を記入してください。

計 (②+⑦)	日本人 (③+④+⑤+⑥)						外国人
	居住地						
	同市町村	一 市	其 他 の 県 内	県 外	居 住 地 未 定	未 定	
201							

過去1年以内に漁業を始めた人とは、調査期日前1年間に、漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、以下のいずれかに該当する者です。

- ・新たに漁業を始めた者(過去に漁業に従事していて、再び漁業を始めた者を含む。)
- ・他の仕事が主であったが、漁業が主となった者(他の産業に従事等)
- ・普段の状態が仕事を主としていなかったが、漁業が主になった者(学生等)

(2) ②の日本人のうち、過去1年間に30日以上海上作業を行った人数を記入してください。

	計	海上作業を行った人数		うち、居住地が同一市町村	
		男	女	男	女
		211			
212	15～19歳				
213	20～24歳				
214	25～29歳				
222	60～64歳				
223	70～74歳				
224	75歳以上				

**(審査状況)**

本調査事項では、これまで雇った人がいる場合にその人数を記入することとしていたが、未記入のまま回答された場合に、該当者がいないのか、記入漏れなのか判断が付きにくいいため、あらかじめ雇った人の有無を確認する欄を設けることとしている。

これについては、正確な統計の作成に資するものであることから、適当と考える。

また、日本人雇用者数の内訳の居住地別(同一市町村、その他の県内、県外の別)に関する項目については、利活用ニーズが低下し引き続き把握する必要性が乏しいことから、削除することとしている。

これについては、報告者負担の軽減を図るものであることから、おおむね適当と考えるが、削除に伴う支障等がないか確認する必要がある。

(論点)

- 1 本調査項目について、データ面での経年変化はどうなっているのか。
- 2 本調査項目から得られたデータは、行政施策等において、具体的にどのように利活用されていたのか。また、本調査項目を削除しても支障等は生じないか。

エ 漁ろう長、船長等の役職者に関する調査事項を追加等

〔漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用）〕

団体経営体における経営主を始めとする役員、また、漁業に従事した責任のある者である役職者（漁ろう長、船長、機関長等）について、属性（性別及び出生年月）、漁業従事日数等の漁業への従事状況を把握する調査事項を追加する。

また、海上作業に雇った人がいる場合に、日本人雇用者数の内訳や役職者の従事状況を把握する調査事項の変更・追加を行う。

**変更案**〔追加〕

I 漁業の従事者

- 1 漁業に従事した責任のある者  
過去1年間（平成29年11月1日から平成30年10月31日）に漁業に従事した人のうち、海上作業や陸上作業に責任のある者（役員（支配人や代理を委任された者を含む。）に限る。）について記入してください。

本欄に記入するのは、経営主のほか、役員のうち、過去1年間に漁業（管理業務を含む。）に従事した者のみです。役員会に出席するだけの方は、記入する必要はありません。

経営主	海上作業において責任のある者（役員に限る）						性別		出生の年月			漁業従事日数 （陸上作業を含みます。）	海上作業日数が多かった漁業種類			10月下旬に海上作業に従事	陸上作業に従事		
	漁ろう長	船長	機関長	養殖場長	その他	養殖場長以外に責任のある者	男	女	該当する元号と年月を記入				うち、海上作業日数	1位	2位			3位	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨			⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	
	該当するすべてにマーク						いずれかにマーク		大正 昭和 平成 年 月 (日)			(日)	全国漁業種類番号を記入			該当するすべてにマーク			
601	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
602	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
603	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
604	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
605	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
606	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【関係する調査事項（海上作業に雇った人に関する把握項目）の変更等】

**変更案**〔変更・追加〕

- 2 海上作業に雇った人（3ページの「1 漁業に従事した責任のある者」に記入した者を除く。）  
(1) 11月1日現在の海上作業に雇った人の有無を記入してください。雇った人がいる場合は、項目ごとにその人数を記入してください。
- (3) (1)の日本人のうち、(2)の役職以外の者について、過去1年間に30日以上海上作業を行った人数を年齢別に記入してください。(人)

海上作業に雇った人がいない	0
海上作業に雇った人がいる	201

  

日本人	うち、過去1年以内に漁業を始めた人	外国人
①	②	③
千 百 + (人)	千 百 + (人)	千 百 + (人)
211		

  

計	男	女
221		
15～19歳	222	
20～24歳	223	
25～29歳	224	
30～34歳	225	
35～39歳	226	
40～44歳	227	
45～49歳	228	
50～54歳	229	
55～59歳	230	
60～64歳	231	
65～69歳	232	
70～74歳	233	
75歳以上	234	

「ウ」（個人経営体）と同様の変更

役職	海上作業において責任のある者（役員に限る）						性別		出生の年月			漁業従事日数 （陸上作業を含みます。）	海上作業日数が多かった漁業種類			陸上作業に従事			
	漁ろう長	船長	機関長	養殖場長	その他	養殖場長以外に責任のある者	男	女	該当する元号と年月を記入				うち、海上作業日数	1位	2位		3位		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨			⑩	⑪	⑫	⑬				
	該当するすべてにマーク						いずれかにマーク		大正 昭和 平成 年 月 (日)			(日)	全国漁業種類番号を記入			該当するすべてにマーク			
651	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
652	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
653	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
654	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
655	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

追加事項



### (審査状況)

- 1 団体経営体における漁業労働力の実態を的確に把握するため、漁業経営体調査票 I（個人経営体用）における各世帯員の漁業への従事状況等を把握する調査事項を参考とし、経営主を始めとする役員、海上作業において責任のある者である役職者（漁ろう長、船長、機関長など）について、属性（性別・出生年月）のほか、海上従事日数、海上作業日数が多かった漁業種類など漁業への従事状況を把握する調査事項を追加することとしている。また、海上作業に雇った日本人の役職者の属性や従事状況を把握する調査事項を追加することとしている。

これについては、報告者負担にも配慮しつつ、政策ニーズなど利活用等との関係からみて、必要かつ適切なものとなっているか確認する必要がある。

- 2 また、前記「ウ」の漁業経営体調査票 I（個人経営体用）に関する調査事項と同様に、海上作業に雇った人の有無を確認する欄を設けるとともに、日本人雇用者数の内訳の居住地別に関する項目の削除・変更を行っている。

これについては、正確な統計の作成に資するとともに、報告者負担の軽減を図るものであることから、おおむね適切と考えるが、削除に伴う支障等がないか確認する必要がある。

### (論点)

- 1 個人経営体において各世帯員の漁業への従事状況等を把握していた中、団体経営体ではこれまで把握していなかった理由は何か。また、今回、役員や役職者に限定して、属性や漁業への従事状況等を把握する理由は何か。
- 2 本調査事項から得られるデータは、行政施策等において具体的にどのような利活用が見込まれるのか。（従事した漁業種類の海上作業日数上位3位までの情報を把握することによって、行政施策等への利用面においてどのような利活用が見込まれ、また、得られる情報において有用性を有するのか。）  
また、調査項目の削除による支障等は生じないか。

## オ 漁業の操業状況や経営状況を把握する調査事項の変更

「水産基本計画」（平成29年4月28日閣議決定）や「未来投資戦略2017」及び「経済財政運営と改革の基本方針2017」（いずれも平成29年6月9日閣議決定）において、数量管理等による資源管理の充実や漁業の成長産業化等を強力に推進することとされているところである。

これを受け、限られた資源や漁場の効率的な利用、漁業経営の安定化を図る観点から、これまで以上に複数の漁業種類を組み合わせた経営を行うなどの工夫が必要となる中、漁業経営体がどのような操業状況を選択しているのか、どのような漁業種類の組み合わせにより漁獲・収獲した魚種を販売しているか、その実態をより詳細に把握するため、調査事項において以下の変更を行う。

### (ア) 世帯員の漁業従事者に関する事項

「自家漁業の海上作業日数が多かった漁業種類」を把握する調査項目の変更〔漁業経営体調査票 I（個人経営体用）〕

自家漁業の海上作業日数に係る漁業種類について、従前の最も多かった種類から上位3位までの種類を把握する形に変更する。

**変更案**

**I 世帯について**

1 漁業を行った人  
 満15歳以上の世帯員（平成15年10月31日までに生まれた人）のうち、過去1年間（平成29年11月1日から平成30年10月31日）に漁業を行った人をもれなく記入してください。

住所を異にしており、生計を共にしていない人等（同居しているが、生計を共にしていない人）は、記入しないでください。

経営主とは、自家漁業の経営に責任を持つ人（経営の意思決定を行う人）です。

- ① 続柄番号
- 01 経営主
  - 02 経営主の配偶者
  - 03 子（男）5歳以上
  - 04 子の配偶者
  - 05 経営主の父
  - 06 経営主の母
  - 07 兄弟姉妹
  - 08 姉妹
  - 09 孫（男）5歳以上
  - 10 孫の配偶者
  - .. その他（上記以外）

続柄番号	性別		出生の年月			
	男	女	該当する元号と出生の年！			
1	2	3	4	5	6	7
731	0	1	0	0	0	0
732	:	:	0	0	0	0
733	:	:	0	0	0	0
734	:	:	0	0	0	0

1 年間			10月
1位	2位	3位	当月の漁業種別
自家漁業の海上作業日数が多かった漁業種別			漁業種別
全區漁業種別番号を記入			漁業種別
1	1	1	0
1	1	1	0
1	1	1	0
1	1	1	0

**現行**

4 漁業を行った人  
 満15歳以上の世帯員（平成10年10月31日までに生まれ）人をもれなく記入してください。

住所を異にしており、生計を共にしていない人等、住所は共にしているが、生計を共にしていない人については記入しないでください。

- 経営主とは、自家漁業の経営に責任を持つ人（経営の意思決定を行う人）です。

続柄番号	平成25年				
	1E	20	25	30	35
731	0	1	0	0	0
732	:	:	0	0	0
733	:	:	0	0	0

漁業種別	漁業種別		漁業使用日数
	漁業種別	漁業種別	
海	日	白	漁業使用日数の
上	業	家	漁業使用日数の
作	業	業	漁業使用日数の
業	種	種	漁業使用日数の
日	類	類	漁業使用日数の
数	の	の	漁業使用日数の
の	日	日	漁業使用日数の

**(審査状況)**

複数の漁業種類に従事している者の漁業種類の組合せ状況を詳細に明らかにし、漁業経営における漁業種類の組合せやその変化が、漁業従事者の従事状況にどのように影響するのか等について把握する調査項目を追加することとしている。

これについては、政策的ニーズへの対応を図るものであることから、おおむね適切と考えるが、利活用の観点からみて適切なものとなっているか等について確認する必要がある。

**(論点)**

- 1 本調査項目について、データ面での経年変化はどうなっているか。
- 2 従来の自家漁業の海上作業日数が多かった漁業種類の結果は、行政施策等において具体的にどのように利活用されたのか。また、今回の新たな追加項目による把握結果は、具体的にどのような利活用が見込まれるのか。（上位3位までの情報を把握することによって、行政施策等への利用面においてどのような利活用が見込まれ、また、得られる情報において有用性を有するのか。）

**(イ) 動力漁船に関する調査事項**

① 「出漁数日数が多かった漁業種類」を把握する調査項目の追加〔漁業経営体調査票 I（個人経営体用）及び漁業経営体調査票 II（団体経営体用）〕

出漁数日数が多かった漁業種類について、新たに上位3位までの種類を把握する形に変更する。

② 「販売金額が多かった漁業種類」を把握する調査項目の変更〔漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）及び漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用）〕

販売金額が多かった漁業種類について、従前の最も多かった種類から上位3位までの種類を把握する形に変更する。

**変更案**

2 動力漁船【動力漁船についてのみ1隻ごとに記入してください。】

過去1年間に使用した漁船 (借りた漁船を含みます。)	11月1日現在で持っている漁船 (借りた漁船を含みます。)			11月1日現在で持っている漁船 (借りた漁船を含みます。)			11月1日現在で持っている漁船 (借りた漁船を含みます。)		
	①	②	③	④			⑤		
	総トン数 (小数第1位まで記入し、小数第2位を切り捨ててください。)	11月1日現在 持っている	過去1年間 の出漁日数	1位	2位	3位	1位	2位	3位
千 百 十 (トン)	い	ず	れ	全 国 漁 業 種 類			番 号 を 記 入		
401	0	0	0	1	1	1	1	1	1
402	0	0	0	1	1	1	1	1	1
403	0	0	0	1	1	1	1	1	1
404	0	0	0	1	1	1	1	1	1
405	0	0	0	1	1	1	1	1	1
406	0	0	0	1	1	1	1	1	1
407	0	0	0	1	1	1	1	1	1
408	0	0	0	1	1	1	1	1	1
409	0	0	0	1	1	1	1	1	1
410	0	0	0	1	1	1	1	1	1

**現 行**

3 動力漁船

過去1年間に使用した動力漁船 (借りた漁船を含みます。)				11月1日現在で 持っている漁船			
①		②		③		④	
総 ト ン 数	11月1日現在で 持っている	過去1年間 の出漁日数	1位	2位	3位	1位	2位
万 千 百 十 (トン)	い	ず	全 国 漁 業 種 類		番 号 を 記 入		
401	0	0	1	1	1	1	1
402	0	0	1	1	1	1	1
403	0	0	1	1	1	1	1
404	0	0	1	1	1	1	1
405	0	0	1	1	1	1	1
406	0	0	1	1	1	1	1
407	0	0	1	1	1	1	1
408	0	0	1	1	1	1	1
409	0	0	1	1	1	1	1
410	0	0	1	1	1	1	1

① 「出漁日数が多かった漁業種類」を把握する調査項目の追加（審査状況）

複数の漁業種類を組み合わせる場合には、漁業種類により操業のための装備が異なるため、装備変更のためのドック入りが必要となる場合や、資源管理措置などによる操業規制もあることから、動力漁船の漁業種類ごとの出漁日数も変化していくことを踏まえ、新たに出漁日数の1位から3位までの漁業種類を把握することとしている。

これについては、政策的ニーズへの対応を図るものであることから、おおむね適当と考えるが、利活用の観点からみて適切なものとなっているか等について確認する必要がある。

**(論点)**

把握内容を上位3位までとした理由は何か。今回の新たな追加項目による把握結果は、具体的にどのような利活用が見込まれるのか。(上位3位までの情報を把握することによって、行政施策等への利用面においてどのような利活用が見込まれ、また、得られる情報において有用性を有するのか。)

**② 「販売金額が多かった漁業種類」を把握する調査項目の変更**

**(審査状況)**

複数の漁業種類を組み合わせる場合には、漁業種類により操業のための装備が異なるといった面もあり、安定的な経営を行う上では、少ない投資で、より多くの収入を得る必要があるため、販売金額の上位1位に加え、2位及び3位の漁業種類を把握することとしている。

これについては、政策的ニーズへの対応を図るものであることから、おおむね適切と考えるが、利活用の観点からみて適切なものとなっているか等について確認する必要がある。

**(論点)**

- 1 販売金額が多かった漁業種類について、データ面での経年変化はどうか。
- 2 従来の調査結果は、行政施策等において具体的にどのように利活用されたのか。また、今回の新たな追加項目による把握結果は、具体的にどのような利活用が見込まれるのか。(上位3位までの情報を把握することによって、行政施策等への利用面においてどのような利活用が見込まれ、また、得られる情報において有用性を有するのか。)

(ウ) 販売金額の多かった漁業種類・魚種別状況に関する調査事項の変更等

〔漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）及び漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用）〕

過去1年間で販売金額の多かった漁業種類を把握する調査項目について、これまで上位2位までの漁業種類を把握していたところ、上位3位まで把握するよう変更する。

また、新たに過去1年間で販売金額が多かった魚種について、上位3位まで把握する調査項目を追加する。

**変更案**

IV 漁業経営について  
1 営んだ漁業種類  
(1) 過去1年間に自家漁業で行った、すべての漁業種類について記入してください。

【網漁業】  
101 遠洋底びき網  
102 以西底びき網  
103 沖合底びき網  
104 沖合底びき網  
105 小型底びき網  
106 船びき網  
107 1そうまき遠洋かつお・まぐろ  
108 1そうまき近海かつお・まぐろ  
109 1そうまきその他  
110 2そうまき  
111 中・小型まき網  
112 さけ・ます流し網  
113 かじき等流し網  
114 その他の刺網  
115 さんま棒受網  
116 大型定置網  
117 さけ定置網  
118 小型定置網  
119 その他の網漁業

【はえ縄、釣、その他漁業】  
120 遠洋まぐろはえ縄  
121 近海まぐろはえ縄  
122 沿岸まぐろはえ縄  
123 その他のはえ縄  
124 遠洋かつお一本釣  
125 近海かつお一本釣  
126 沿岸かつお一本釣  
127 遠洋いか釣  
128 近海いか釣  
129 沿岸いか釣  
130 ひき縄釣  
131 その他の釣  
132 小型捕鯨  
133 潜水器漁業  
134 採貝・採藻  
135 その他の漁業

【海面養殖(稚苗養殖含む)】  
136 ぎんざけ養殖  
137 ぶり類養殖  
138 まだい養殖  
139 ひらめ養殖  
140 まぐろ類養殖  
141 その他の魚類養殖  
142 ほたてがい養殖  
143 かき類養殖  
144 その他の貝類養殖  
145 くるまえば養殖  
146 ほや類養殖  
147 その他水産動物類養殖  
148 こんぶ類養殖  
149 わかめ類養殖  
150 のり類養殖  
151 その他の海藻類養殖  
152 真珠養殖  
153 真珠母貝養殖

2 過去1年間の販売金額の多かった漁業種類のうち、販売金額が多かった順に3つを(1)の全国漁業種類番号101～153から選んで記入してください。

年間販売金額が多かった漁業種類番号  
1位 2位 3位  
101 102 103

過去1年間の販売金額の多かった魚種について、魚種別の販売金額が多かった順に3つを下記の魚種番号01～36から選んで記入してください。

魚種番号	名	称	称	番号
01	くろまぐろ	名	ほたてがい	22
02	あじ	名	その他の貝類	23
03	かじき	名	いか	24
04	さけ・ます	名	たこ	25
05	いわし	名	うに	26
06	あじ	名	なまこ	27
07	さば	名	こんぶ	28
08	さんま	名	その他の海藻類	29
09	ぶり	名	その他	30

**現行**

IV 漁業経営について  
1 営んだ漁業種類  
(1) 過去1年間に自家漁業で行った、すべての漁業種類を○で囲んでください。

【網漁業】  
101 遠洋底びき網  
102 以西底びき網  
103 沖合底びき網  
104 沖合底びき網  
105 小型底びき網  
106 船びき網  
107 1そうまき遠洋かつお・まぐろ  
108 1そうまき近海かつお・まぐろ  
109 1そうまきその他  
110 2そうまき  
111 中・小型まき網  
112 さけ・ます流し網  
113 かじき等流し網  
114 その他の刺網  
115 さんま棒受網  
116 大型定置網  
117 さけ定置網  
118 小型定置網  
119 その他の網漁業

【はえ縄、釣、その他漁業】  
120 遠洋まぐろはえ縄  
121 近海まぐろはえ縄  
122 沿岸まぐろはえ縄  
123 その他のはえ縄  
124 遠洋かつお一本釣  
125 近海かつお一本釣  
126 沿岸かつお一本釣  
127 遠洋いか釣  
128 近海いか釣  
129 沿岸いか釣  
130 ひき縄釣  
131 その他の釣  
132 小型捕鯨  
133 潜水器漁業  
134 採貝・採藻  
135 その他の漁業

【海面養殖(稚苗養殖含む)】  
136 ぎんざけ養殖  
137 ぶり類養殖  
138 まだい養殖  
139 ひらめ養殖  
140 まぐろ類養殖  
141 その他の魚類養殖  
142 ほたてがい養殖  
143 かき類養殖  
144 その他の貝類養殖  
145 くるまえば養殖  
146 ほや類養殖  
147 その他水産動物類養殖  
148 こんぶ類養殖  
149 わかめ類養殖  
150 のり類養殖  
151 その他の海藻類養殖  
152 真珠養殖  
153 真珠母貝養殖

(2) 過去1年間に自家漁業で行ったすべての漁業種類のうち、販売金額が多かったものと、2番目に多かったものを、上記(1)の全国漁業種類番号101～153から選んで記入してください。

161 年間販売金額第1位の漁業種類 101  
162 年間販売金額第2位の漁業種類 102

(審査状況)

① 販売金額の大きい漁業種類の把握

継続的に漁業経営を行っていくためには、限られた資源や漁場を効率的に利用するとともに、漁業経営体の経営を安定させるため、複数の漁業種類を組み合わせるなど、漁業経営にはこれまで以上の工夫が必要となっていることを踏まえ、上位2位

までから上位3位までの漁業種類を把握することとしている。

② 販売金額の大きい魚種の把握

資源管理の重要性がますます高まる中、特定の資源の経営体の経営に与える影響等について把握するため、新たに販売金額上位の1位から3位まで魚種を把握することとしている。

これらについては、政策ニーズに則したデータの把握を行うものであることから、おおむね適当と考えるが、利活用の観点から、必要かつ十分なものとなっているか確認する必要がある。

(論点)

- 1 販売金額の大きい漁業種類に係る調査項目について、データ面の経年変化はどうなっているか。また、調査結果は、行政施策等において具体的にどのように利活用されたのか。
- 2 把握する漁業種類及び魚種の範囲を上位3位までとした理由は何か。今回の新たな追加項目による把握結果は、具体的にどのような利活用が見込まれるのか。(上位3位までの情報を把握することによって、行政施策等への利用面においてどのような利活用が見込まれ、また、得られる情報において有用性を有するのか。)

カ 海面養殖の種類に関する選択肢区分の変更等

(ア) 海面養殖における漁業種類の選択肢区分の追加・変更 [漁業経営体調査票Ⅰ(個人経営体用)及び漁業経営体調査票Ⅱ(団体経営体用)]

過去1年間に海面漁業で営んだ漁業種類を把握する調査事項において、海面養殖の種類の選択肢として「とらふぐ養殖」を追加するとともに、「まぐろ類養殖」を「くろまぐろ養殖」に変更する。

また、これに伴い、養殖場の施設面積及び使用面積を把握する調査事項において、「魚類養殖の合計」の内訳として「うち、とらふぐ」を、さらに、その内訳として「うち、陸上水槽」を追加する。

<営んだ漁業種類のうち海面養殖>

**変更案**

IV 漁業経営について

1 営んだ漁業種類

(1) 過去1年間に自家漁業で行った、すべての漁業種類について記入してください。

《 網 漁 業 》		す 営 べ て に の マ ー ク	《 はえ縄・釣り・その他漁業 》		す 営 べ て に の マ ー ク	《 海 面 養 殖 》 (種苗養殖含む)		す 営 べ て に の マ ー ク	
全国漁業種類番号			全国漁業種類番号			全国漁業種類番号			
底 び き 網	遠洋底びき網	101	○	遠洋まぐろはえ縄	120	○	ぎんざけ養殖	136	○
	以西底びき網	102	○	近海まぐろはえ縄	121	○	ぶり類養殖	137	○
	沖合底びき網 1  そうびき	103	○	沿岸まぐろはえ縄	122	○	まだい養殖	138	○
	沖合底びき網 2  そうびき	104	○	その他のはえ縄	123	○	ひらめ養殖	139	○
	小型底びき網	105	○	遠洋かつお一本釣	124	○	とらふぐ養殖	140	○
船 び き 網	106	○	近海かつお一本釣	125	○	くろまぐろ養殖	141	○	
ま 中 型 ま き	1  そうまき遠洋 かつお・まぐろ	107	○	沿岸かつお一本釣	126	○	その他の魚類養殖	142	○
	1  そうまき近海 かつお・まぐろ	108	○	遠洋いか釣	127	○	ほたてがし養殖	143	○
	1  そうまき	109	○						

**現 行**

IV 漁業経営について

1 営んだ漁業種類

(1) 過去1年間に自家漁業で行った、すべての漁業種類を○で囲んでください。

【網 漁 業】		す 営 ん だ も の に ○ 印	【はえ縄、釣、その他漁業】	す 営 ん だ も の に ○ 印	【海面養殖(種苗養殖含む)】	す 営 ん だ も の に ○ 印
全国漁業種類番号			全国漁業種類番号		全国漁業種類番号	
101	底	遠洋底びき網	120	遠洋まぐろはえ縄	136	ぎんざけ養殖
102	底	以西底びき網	121	近海まぐろはえ縄	137	魚 ぶり類養殖
103	び	沖合底びき網	122	沿岸まぐろはえ縄	138	類 まだい養殖
104	き	1 沖合底びき網	123	その他のはえ縄	139	養 ひらめ養殖
105	網	2 沖合底びき網	124	遠洋かつお一本釣	140	殖 まぐろ類養殖
106	船	小型底びき網	125	近海かつお一本釣	141	その他の魚類養殖
107	大	1 1 艘まき遠洋	126	沿岸かつお一本釣	142	ほたてがい養殖
108	中	かつお・まぐろ	127	遠洋いも釣	143	かまぼこ類養殖
109	小	1 1 艘まき近海				

< 養殖場の施設面積 >

**変更案** (追加)

(1) 魚類養殖  
養殖場の施設面積と使用している面積（魚類を放養しない面積は除きます。）を記入してください。

借りている施設の面積も含めます。	養殖場の施設面積		うち、使用している面積
	百万	千	
魚類養殖の合計	511		
うち、ぶり類	512		
うち、まだい	513		
うち、ひらめ	514		
うち、陸上水槽	515		
うち、とらふぐ	516		
うち、陸上水槽	517		
うち、くろまぐろ	518		

「うち、くろまぐろ」は、「海面養殖」で「まぐろ類養殖」から「くろまぐろ養殖」に変更することに伴う変更

(イ) 湖沼漁業で漁獲した魚種の選択肢区分の削除〔内水面漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）及び内水面漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用）〕

過去1年間に湖沼漁業で漁獲（湖沼養殖の収穫物を含む。）した魚種を把握する調査事項において、選択肢「あみ類」を削除する。

**現 行**

**変更案**

4 魚種

(1) 過去1年間に漁獲（湖沼養殖の収穫物を含む。）したすべてのものを○で囲んでください。そのうち、販売金額が最も多かったものを○を○で囲んでください。

〔選択肢「あみ類」の削除〕

			に の 営 ん だ も の に ○ 印	の 一 販 位 に ○ の 金 額 も 印
251	魚	こ い	①	①
252		ふ な	①	②
253		あ ゆ	①	③
254		うぐい・おいかわ	①	④
255		わ か さ ぎ	①	⑤
256		さ け ・ ま す 類	①	⑥
257		し ら う お	①	⑦
258		う な ぎ	①	⑧
259		は ぜ 類	①	⑨
260		そ の 他 の 魚 類	①	⑩
261	貝類	し じ み	①	⑪
262		そ の 他 の 貝 類	①	⑫
263	動水	え び 類	①	⑬
264	物	あ み 類	①	⑭
265	類産	そ の 他 の 水 産 動 物 類	①	⑮
266	そ	の 他	①	⑯

(ウ) 内水面養殖業における養殖種類の選択肢区分の変更〔内水面漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）及び内水面漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用）〕

過去1年間に内水面養殖業で養殖した種類を把握する調査事項において、選択肢「きんぎょ」を「その他」に変更する。

**変更案**

2 養殖種類

(1) 過去1年間に養殖したすべての養殖種類別に施設面積、使用面積を記入してください。また、全国共通養殖種類において、販売金額が最も多かったもの一つに記入してください。

面積の単位換  
 1町=約 10,000 m<sup>2</sup>    1坪=約 3.3 m<sup>2</sup>  
 1反=約 1,000 m<sup>2</sup>    1アール=100 m<sup>2</sup>  
 1畝=約 100 m<sup>2</sup>

養殖種類	養殖種類	No.	施設面積 (m <sup>2</sup> )					使用面積 (m <sup>2</sup> )					販売金額が最も多かったものにマーク	
			百	万	千	百	十	百	万	千	百	十		
全国共通養殖用種苗用種用類	にじます	331												0
	その他ます類	332												0
	あゆ	333												0
	こい	334												0
	ふな	335												0
	うなぎ	336												0
	すっぽん	337												0
	海水魚種(ひらめ等)	338												0
	その他	339												0
	ます類	340												0
	あゆ	341												0
	こい	342												0
	その他	343												0
	観賞用類	錦ごい	344											0
	その他	345											0	
	真珠	346											0	

「観賞用その他」には、「きんぎょ」、「めだか」や「みどりがめ」等の「錦ごい」以外の観賞用のものが含まれます。

**現行**

3 養殖種類

(1) 過去1年間に養殖したすべての養殖種類別に施設面積、使用面積を記入してください。そのうち、販売金額が最も多かったものを○で開んでください。

施設面積  
所有(購入を含む)するすべての施設面積

使用面積  
通常使用している施設(魚類が放置していない水面は除く)

No.	養殖種類	No.	施設面積 (m <sup>2</sup> )					うち、使用面積 (m <sup>2</sup> )					販売金額が最も多かったもの一つに○印	
			百	万	千	百	十	百	万	千	百	十		
331	食	にじます												○
332		その他ます類												○
333		あゆ												○
334		こい												○
341	苗	あゆ												○
342		こい												○
343	月	その他												○
344	観賞用類	錦ごい												○
345		きんぎょ												○
346	真	真珠												○

(ア) 海面養殖の種類の選択肢区分の追加・変更 (審査状況)

「とらふぐ養殖」については、選択肢として設けている他の海面養殖の種類と比べても一定の収穫量(平成27年の収穫量は4,012トン。参考:「ひらめ養殖」の平成27年の収穫量は2,545トン)があること、また、陸上施設での養殖も行われており、漁業共済の対象に追加する検討も行われていることから、その生産構造の実態を明らかにするため、選択肢「その他の魚類養殖」に含まれる「とらふぐ養殖」を新たに選択肢として追加することとしている。



また、国内で養殖されているまぐろ類は、「くろまぐろ」のみであることから、選択肢「まぐろ類養殖」を「くろまぐろ養殖」に変更する。

これらについては、政策ニーズに則したデータの把握を行うとともに、海面養殖の実態を踏まえた対応を図るものであり、おおむね適当と考えるが、利活用等の観点からみて適切なものとなっているか、確認する必要がある。

#### (論点)

- 1 「とらふぐ養殖」を含め、選択肢として設けている海面養殖の種類別の収獲量について、データ面での経年変化はどうなっているか。
- 2 本調査事項から得られたデータは、行政施策等において具体的にどのようなように利活用されているのか。また、利活用の面からみて、選択肢の設定は適切なものとなっているか。

### (イ) 湖沼漁業で漁獲した魚種を選択肢区分の削除

#### (審査状況)

「あみ類」については、販売金額を1位とする経営体はなく、また、漁獲する経営体も減少していることから、選択肢から削除し、「その他の水産動物類」に統合することとしている。

これについては、漁獲の実態を踏まえたものであることから、おおむね適当と考えるが、統合に伴う支障等がないか確認する必要がある。

#### (論点)

- 1 選択肢として設けている魚種別の漁獲量について、データ面での経年変化はどうなっているか。
- 2 本調査事項から得られたデータは、行政施策等において具体的にどのようなように利活用されているのか。また、当該選択肢を削除しても支障等は生じないか。

### (ウ) 内水面養殖業における養殖種類を選択肢区分の変更

#### (審査状況)

本調査事項については、観賞用の養殖種類としては「錦ごい」と「きんぎょ」の2種が大宗を占めていたため、当該2種類のみを選択肢として設けていた。

しかしながら、次第に、上記2種以外の種類(例:ミドリガメ)の取扱いが増えてきたため、便宜的に「きんぎょ」に含めて回答することとしていたところであるが、報告者が回答するに当たって紛れが生じないように、選択肢の「きんぎょ」を「その他」に変更することとしている。

これについては、報告者が記入に当たって紛れが生じないようにするものであり、正確な統計の作成に資するものでもあることから、おおむね適当と考えるが、利活用等の観点から、選択肢の変更による支障等がないか確認する必要がある。

#### (論点)

- 1 本調査事項について、データ面での経年変化はどうなっているか。
- 2 本調査事項から得られたデータは、行政施策等において具体的にどのようなように利活用されているのか。また、当該選択肢を変更しても支障等は生じないか。「きんぎょ」を残した上で、「その他」の選択肢を追加する必要はないのか。

キ 漁獲物・収獲物等の販売金額を把握する調査事項の変更

〔漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）、漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用）及び冷凍・冷蔵、水産加工場調査票〕

過去1年間の漁獲物・収獲物の販売金額（冷凍・冷蔵、水産加工場調査票は水産加工品の販売金額）を把握する調査事項において、販売金額が10億円以上の場合に実額を記入する欄を追加する。

**変更案** 【追加】

4 過去1年間の漁獲物・収獲物の販売金額（消費税を含む。）について、**当てはまるもの一つに**記入してください。

販売金額	販売金額なし	100万円未満	100万円300万円未満	300万円500万円未満	500万円800万円未満	800万円1,000万円未満	1,000万円1,500万円未満	1,500万円2,000万円未満	2,000万円5,000万円未満	5,000万円1億円未満	1億円2億円未満	2億円5億円未満	5億円10億円未満	10億円以上
		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
販売金額	571	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
うち、海面養殖	572	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

「10億円以上」の場合は、金額も記入してください。  
千億 百億 十億 (億円)

573	:	:	:	:	:
574	:	:	:	:	:

〔内水面漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）及び内水面漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用）〕

- ① 過去1年間の漁獲物（湖沼養殖の収獲物を含む。）の販売金額を把握する調査事項において、販売金額階層の「1,000～2,000万円未満」「2,000～5,000万円未満」「5,000万～1億円未満」「1億円以上」を「1,000万円以上」に統合・変更するとともに、「1,000万円以上」の場合に実額を記入する欄を追加する。
- ② 過去1年間の養殖業の収獲物の販売金額を把握する調査事項において、販売金額が「1億円以上」の場合に実額を記入する欄を追加する。

<湖沼漁業>

**変更案**

6 過去1年間の漁獲物（湖沼養殖の収獲物を含む。）の販売金額（消費税を含む。）について、**当てはまるもの一つに**記入してください。

販売金額	10万円未満	10万円30万円未満	30万円50万円未満	50万円100万円未満	100万円300万円未満	300万円500万円未満	500万円1,000万円未満	1,000万円以上
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
販売金額	291	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

「1,000万円以上」の場合は、金額も記入してください。

292	:	:	:	:	:	千万円
-----	---	---	---	---	---	-----

**現行**

5 過去1年間の漁獲物（湖沼養殖の収獲物を含む。）の販売金額（消費税を含む。）について、**当てはまる番号を一つ〇で囲んで**ください。

販売金額	10万円未満	10万円30万円未満	30万円50万円未満	50万円100万円未満	100万円300万円未満	300万円500万円未満	500万円1,000万円未満	1,000万円2,000万円未満	2,000万円5,000万円未満	5,000万円1億円未満	1億円以上		
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
販売金額	271	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫

<養殖業>

**変更案** [追加]

4 過去1年間の収穫物（養殖業）の販売金額（消費税を含む。）について、当てはまるもの一つに記入してください。

販売金額なし	10万円未満	10万円～30万円未満	30万円～50万円未満	50万円～100万円未満	100万円～300万円未満	300万円～500万円未満	500万円～1,000万円未満	1,000万円～2,000万円未満	2,000万円～5,000万円未満	5,000万円～1億円未満	1億円以上
361	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

  

千億	百億	十億	億
362	:	:	:

億円

「1億円以上」の場合は、金額も記入してください。

(審査状況)

本調査事項については、漁業経営の実態のよりの確な把握の観点から、これまでの販売金額階層による表章に加え、平均金額による表章を行うため、報告者負担等にも配慮し、これまでどおり、販売金額階層から選択記入する方式を基本としつつ、販売金額が最上位階層に該当する場合には実額を把握することとしている。

また、内水面漁業経営体調査票における販売金額階層については、前回調査結果において、販売金額1,000万円以上の経営体の割合が7.2%となっていることから、「1,000～2,000万円未満」「2,000～5,000万円未満」「5,000万～1億円未満」「1億円以上」の各階層を「1,000万円以上」に統合・変更することとしている。

これらについては、政策ニーズに則したデータの把握を行うものであるが、報告者負担及び利活用等の観点から、必要かつ適切なものとなっているか確認する必要がある。

(論点)

- 1 本調査事項について、データ面での経年変化はどうなっているか。また、得られたデータは、行政施策等において具体的にどのように利活用されているか。
- 2 今回の変更により、新たに平均金額による表章を行うこととしているが、具体的にどのようにして平均金額を算出するのか。また、それにより得られた結果は具体的にどのような利活用が見込まれるのか。
- 3 「試行調査」における本調査事項の記入状況（未記入率）はどのようにになっているか。その調査結果についてどのように評価しているか。
- 4 上記を踏まえ、今回変更内容は、調査結果の正確性の確保及び報告者負担の観点から、必要かつ適切なものとなっているか。

ク 漁獲物・収穫物の出荷先の選択肢区分の変更

**[漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）及び漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用）]**

過去1年間の漁獲物・収穫物の出荷先を把握する調査事項において、①出荷先の選択肢のうち、「小売業者」「生協」を「小売業者・生協」に統合し、②「直売所」「自家販売」を「消費者に直接販売」に区分し、その内訳として「自営の水産物直売所」「その他の水産物直売所」「他の方法」に細分化するほか、③「外食産業」の選択肢を追加する。

**変更案**

5 過去1年間のすべての漁獲物・収穫物の出荷先に記入してください。  
また、出荷額の最も多かった出荷先一つに記入してください。

出 荷 先 (該当すべてにマーク)	581	漁業協同組合の市場又は荷さばき所	漁業協同組合以外の卸売市場	流通業者・加工業者	小売業者・生協	外食産業	消費者に直接販売			その他
							自営の水産物直売所	その他の水産物直売所	他の方法	
出荷先の最も多かった出荷先(一つにマーク)	582	0	0	0	0	0	0	0	0	0

消費者に直接販売には、自ら生産した水産物又はそれを使用した加工品を消費者に直接販売しているものが該当します。  
 自営の水産物直売所には、自らが運営する直売所が該当します。  
 その他の水産物直売所には、共同で運営している直売所又は他の人が運営している直売所が該当します。  
 他の方法には、移動販売（行商）等のほか、インターネットや電話等により消費者から直接受注し、販売した場合が該当します。

**現 行**

5 過去1年間のすべての漁獲物・収穫物の出荷先を○で囲んでください。  
そのうち、出荷額の最も多かった出荷先一つを○で囲んでください。

591	出 荷 先	漁業協同組合の市場又は荷さばき所	漁業協同組合以外の卸売市場	流通業者・加工業者	小売業者	生協	直売所	自家販売	その他	592	最も多い出荷先
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧				

調査にご協力ありがとうございました。内容の訂正は、記入者の氏名と電話番号を明記してください。

**(審査状況)**

本調査事項における出荷先の選択肢区分について、漁業経営体による直接販売の状況をより詳細に把握するとともに、農林水産省が別途実施している6次産業化総合調査（一般統計調査）の母集団情報として活用するために変更するものであり、おおむね適切と考えるが、利活用等の観点からみて、適切なものとなっているか確認する必要がある。

**(論点)**

- 1 本調査事項について、データ面での経年変化はどのようになっているか。
- 2 本調査事項から得られたデータは、行政施策等において具体的にどのように利活用されているか。
- 3 上記を踏まえ、今回の選択肢区分の変更は適切なものとなっているか。

## ケ 漁業以外の事業状況を把握する調査事項の変更

### 〔漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）〕

過去1年間に行った漁業以外の事業の種類を把握する調査項目において、「漁家レストラン」「農業」「小売業」の選択肢区分を追加するとともに、遊漁船業を営んでいる場合の過去1年間の延べ利用者数を把握する調査項目を削除する。

#### 変更案

##### V 漁業以外の事業について

過去1年間に行った漁業以外の事業について、当てはまるものすべてに記入してください。  
また、漁家民宿の過去1年間の延べ宿泊者数を記入してください。

	行っていない	水産物の加工	漁家民宿	漁家レストラン	遊漁船業	農業	小売業	その他
591	0	0	0	0	0	0	0	0

漁家民宿の延べ宿泊者数 万 千 百 十 (人)	
592	: : : : :

#### 現行

(2) 過去1年間の漁業以外の仕事について、当てはまる番号をすべて○で囲んでください。

	自営業	水産加工業	民宿	遊漁船業	その他	勤め
712	①	①	①	①	①	①

(3) 過去1年間の延べ利用者数を記入してください  
万 千 百 十 (人)

713	民 宿	: : : : :
714	遊 漁 船 業	: : : : :

### (審査状況)

継続的な漁業経営のためには、限られた資源や漁場を効率的に利用するとともに、漁業経営体の経営を安定させる必要があり、6次産業化を含めた多角経営の実態をより詳細かつ適切に把握するため、過去1年間に漁業以外に行っている事業の種類を把握する調査項目において、選択肢区分として、「漁家レストラン」「農業」及び「小売業」を追加することとしている。

また、これまで民宿及び遊漁船業を営んでいる場合にあっては、過去1年間の延べ利用者数を把握していたところ、このうち、遊漁船業の延べ利用者数について、他の調査項目の追加等も踏まえ、報告者負担の軽減の観点から、削除することとしている。

これらについては、政策ニーズに則したデータの把握等を行うものであり、おおむね適当と考えるが、追加した選択肢の妥当性、調査項目の削除に伴う支障等がないか確認する必要がある。

### (論点)

#### 〔選択肢の追加〕

- 1 本調査項目について、データ面での経年変化はどうか。
- 2 本調査項目から得られたデータは、行政施策等において具体的にどのように利活用されているのか。また、今回の選択肢の追加により得られるデータは、どのような利活用が見込まれるのか。

- 3 これまで選択肢「その他」に含めていた「漁家レストラン」「農業」「小売業」を個別の選択肢として追加することとした理由は何か。

〔調査項目の削除〕

- 1 本調査項目について、データ面での経年変化はどうなっているか。
- 2 本調査項目から得られたデータは、行政施策等において、具体的にどのように利活用されていたのか。また、本調査項目を削除しても支障等は生じないか。

コ 法人番号の追加

〔漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用）、内水面漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用）、魚市場調査票、冷凍・冷蔵、水産加工場調査票〕

漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用）、内水面漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用）、魚市場調査票及び冷凍・冷蔵、水産加工場調査票において、法人番号の回答欄を追加する。

<例：漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用）>

- 1 法人化していますか。当てはまるもの一つに記入してください。

	法人でない	法人である
851	0	0

- 2 法人の方は、法人番号（13桁）の記入をお願いします。

852	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

法人番号を活用した統計の精度向上及び効率化の取組に使用させていただきます。  
個人のマイナンバー（12桁）を誤って記入しないようにご注意ください。

（審査状況）

「統計改革の基本方針」（平成28年12月21日・経済財政諮問会議）において、政府統計の精度向上に資する観点から、各府省が実施する事業所・企業を対象とする統計調査において法人番号の欄を追加し、事業所母集団データベースへの法人番号の登録に協力することが求められているところである。

また、法人番号については、産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議検討結果報告書（平成29年3月23日）において、「総務省（統計局）及び関係府省は、（略）平成29年度以降に企画する統計調査から順次法人番号の把握を開始」することとされている。

今回の追加は、これらの動きに対応するものであり、適当と考える。

なお、農林水産省は、今後、法人番号を活用した集計や結果分析等について検討を行い、提供情報の充実化等に努めていくこととしている。

サ 常時従業者数の内訳として雇用者数を把握

〔漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用）、冷凍・冷蔵、水産加工場調査票〕

他統計との比較可能性を図るため、常時従業者の内訳として、雇用者の数を把握する調査項目を追加するとともに、常時従業者の定義を変更する。

<例：冷凍・冷蔵、水産加工場調査票>

**変更案**

2 平成30年11月1日現在の事業所における従業員数を記入してください。

		男		女	
		千 百 + (人)		千 百 + (人)	
常時従業員	111	●	●	●	●
うち、雇用者	112	●	●	●	●
その他	113	●	●	●	●

  

		千 百 + (人)	
うち、外国人	常時従業員	114	● ● ● ●
	その他	115	● ● ● ●

常時従業員とは、実務にたずさわらない事業主、他の会社等へ出向・派遣している者及び研修生を含まない、次の①～③に該当する者をいいます。

- ① 個人事業主及び無給の家族従事者
- ② 有給の役員（役員報酬の賞金・給与体系の者）
- ③ 雇用者（賞金・給与（現物給与を含む。）を支給されている人）
  - ・ 役員の肩書きがあるものの、役員報酬ではなく、雇用者と同じ賞金・給与体系の者
  - ・ 期間を定めずに従事している者
  - ・ 1か月以上の期間を定めて従事している者
  - ・ 出向・派遣受入者

雇用者とは、常時従業員のうち③の「雇用者」に該当する者をいいます。

その他とは、常時従業員以外の従事者をいいます。

- ・ 1か月未満の期間を定めて雇用されている人
- ・ 日々雇用（日雇い）されている人、など

外国人には、「常時従業員」及び「その他」のそれぞれに含まれている外国人の人数を記入してください。

なお、外国人技能実習制度における雇用契約に基づく技能等修得活動及び修得した技能等を要する業務に従事している場合は従業員に含めますが、講習による知識修得活動期間中の者は従業員に含めません。

**現行**

2 平成25年11月1日現在の事業所における従業員数を記入してください。

		千 百 + (人)	
111	常時	男	● ● ● ●
112	従業員	女	● ● ● ●
113	うち、外国人		● ● ● ●

  

		千 百 + (人)	
114	その他	男	● ● ● ●
115		女	● ● ● ●
116	うち、外国人		● ● ● ●

従業員とは、以下の①～④のいずれかに該当する人をいいます。

- ① 個人事業主及び無給の家族従事者
- ② 常勤の役員
- ③ 雇用者（賞金・給与（現物給与を含む。）を支給されている人）
- ④ 出向・派遣受入者

なお、実務にたずさわらない事業主、他の会社等へ出向・派遣している者及び研修生は含みません。

常時従業員とは、上記の①及び②に加え、③又は④のうち、以下の⑤～⑦のいずれかに該当する人をいいます。

- ⑤ 期間を定めずに従事している人
- ⑥ 1か月を超える期間を定めて従事している人
- ⑦ 平成25年9月と10月にそれぞれ18日以上従事した人

その他とは、常時従業員以外の従事者をいいます。

例：1か月以内の期間を定めて雇用されている人、日々雇用されている人、など

なお、臨時雇用、日々雇用の場合でも、常時従業員の⑦に該当する場合は、常時従業員に含みます。

うち、外国人には、「常時従業員」及び「その他」のそれぞれに含まれている外国人の人数を記入してください。

なお、外国人研修・技能実習制度における雇用契約に基づく技能等修得活動及び修得した技能等を要する業務に従事している場合は従業員に含めますが、講習による知識修得活動期間中の者は従業員に含めません。

**(審査状況)**

本調査事項において、「常時従業員」の定義を「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」（平成27年5月各府省統計主管課長等会議申合せ）に対応したものとするとともに、従業員の実態をよりの確に把握するため、「常時従業員」の内訳として「雇用者」の数を把握するよう変更することとしている。

これについては、政府方針に沿ったものであり、他の統計との比較可能性の向上を図るものであることから、適当と考える。

## シ 漁業以外の仕事の状況を把握する調査事項の削除

〔内水面漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）〕

内水面漁業経営体が過去1年間に行った漁業以外の仕事（「自営業」「勤め」の別）及び民宿を営んでいる場合の延べ利用者数を把握する調査事項を削除する。

**現 行** **変更案**  
〔削除〕

→ (2) 過去1年間の漁業以外の仕事について、  
当てはまる番号をすべて○で囲んでください。

	自 営 業	勤 め	
712	○	○	共同経営や 漁業を行っている については、勤め を付けてくだ

(3) 民宿を行っている場合は、過去1年間の延べ  
利用者数を記入してください。

				万 千 百 十 (人)				
713	民 宿	:	:	:	:	:	:	

### (審査状況)

内水面漁業経営体（個人経営体）が過去1年間に行った漁業以外の仕事（「自営業」「勤め」の別）を把握する調査事項について、これまでの利活用状況を踏まえ、削除することとしている。

また、民宿の延べ利用者数を把握する調査事項については、民宿を営む内水面漁業の個人経営体は少なくなっており、結果表章上、大部分について秘匿措置を講ずる必要が生じている状況にあることから、削除することとしている。

これらについては、報告者負担の軽減を図るものであることから、おおむね適切と考えるが、削除に伴う支障等がないか確認する必要がある。

### (論点)

- 1 本調査事項について、データ面での経年変化はどのようになっているか。
- 2 内水面漁業経営体（個人経営体）のうち、民宿を営んでいる経営体の数は、どのように推移しているか。
- 3 本調査事項から得られたデータは、行政施策等において具体的にどのように利活用されていたのか。また、本調査事項を削除しても支障等は生じないか。

## ス 前回報告値欄（プレプリント）の追加

〔内水面漁業地域調査票〕

過去1年間に漁業協同組合が放流した魚貝類の数量等を把握する調査事項について、前回調査における報告値をプレプリントした欄を追加する。



**変更案〔追加〕**

(4) 過去1年間に漁業協同組合の放流したものについて、数量を記入してください。

		本 年 値										前 回 値 (平成25年)											
		億 千 百 十 万 千 百 十 (尾)										億 千 百 十 万 千 百 十 (尾)											
さく け 河 性	しろざけ	141	:	:	:	:	:	:	:	:	:	0	:	0	:	0							
	さくらます	142	:	:	:	:	:	:	:	:	:	0	:	0	:	0							
	その 他	143	:	:	:	:	:	:	:	:	:	0	:	0	:	0							
ま 陸 封	にじます	144	:	:	:	:	:	:	:	:	:	0	:	0	:	0							
	あまご	145	:	:	:	:	:	:	:	:	:	0	:	0	:	0							
	やまめ	146	:	:	:	:	:	:	:	:	:	0	:	0	:	0							
す 封 性	いわな	147	:	:	:	:	:	:	:	:	:	0	:	0	:	0							
	その 他	148	:	:	:	:	:	:	:	:	:	0	:	0	:	0							
	あゆ	149	:	:	:	:	:	:	:	:	:	0	:	0	:	0							
こ	い	150	:	:	:	:	:	:	:	:	:	0	:	0	:	0							
ふ	な	151	:	:	:	:	:	:	:	:	:	0	:	0	:	0							
う	なぎ	152	:	:	:	:	:	:	:	:	:	0	:	0	:	0							
その 他 の 魚 類		153	:	:	:	:	:	:	:	:	:	0	:	0	:	0							
			億 千 百 十 万 千 百 十 (粒)										億 千 百 十 万 千 百 十 (粒)										
わ か さ ぎ 卵		154	:	:	:	:	:	:	:	:	:	0	:	0	:	0							
そ の 他 の 卵		155	:	:	:	:	:	:	:	:	:	0	:	0	:	0							
			十 万 千 百 十 (kg)										十 万 千 百 十 (kg)										
貝 類		156	:	:	:	:	:	:	:	:	:												

**(審査状況)**

内水面漁業地域調査票のうち、過去1年間に漁業協同組合が放流した魚貝類の数量や発行した遊漁承認証の枚数等を把握する調査事項において、参考値として、前回調査での当該報告者からの報告値をプレプリントした欄を追加することとしている。

これについては、前回報告値を参考として示すことにより、報告者が今回回答する際の紛れをなくし、報告者負担の軽減を図るものであることから、おおむね適当と考えるが、調査結果の正確性の確保及び報告者負担の軽減の観点からみて、必要かつ十分なものとなっているか確認する必要がある。

**(論点)**

- 1 前回報告値欄を追加することとした具体的な背景事情は何か。
- 2 前回報告値欄を追加する調査事項と追加しない調査事項の差異は何か。また、内水面漁業地域調査票においてのみ追加する理由は何か。次回調査以降、その拡充等を図る余地はないか。

**セ 魚市場所属の水産物買受人等に関する調査事項の変更**

**〔魚市場調査票〕**

- ① 魚市場に所属する水産物卸売業者数及び水産物買受人数を把握する調査事項において、水産物買受人数について、「産地出荷業者」「加工業者」及び「その他」の別に人数を把握するよう変更する。

**変更案**

2 1月1日現在の魚市場に所属する水産物卸売業者と水産物買受人の業者数を記入してください。

		千 百 十 (業者)				
水 産 物 買 受 人	水 産 物 卸 売 業 者	111	:	:	:	:
	産 地 出 荷 業 者	112	:	:	:	:
	加 工 業 者	113	:	:	:	:
	そ の 他	114	:	:	:	:

水産物買受人とは、水産物卸売業者から買い受ける産地出荷業者、加工業者等です。  
産地出荷業者とは、水産物卸売業者から水産物を買って受けて、他の卸売市場へ出荷する業者をいいます。  
魚市場内の複数の卸売業者に同一の買受人が登録している場合は、魚市場としての買受人数を記入し、重複させないでください。

**現 行**

2 1月1日現在の魚市場に所属する水産物卸売業者と水産物買受人の業者数を記入してください。

		千 百 十 (業者)			
111	水産物卸売業者数	:	:	:	:
112	水産物買受人数	:	:	:	:

水産物買受人とは、水産物卸売業者から買い受ける仲卸業者及び売買参加者です。  
魚市場内の複数の卸売業者に同一の買受人が登録している場合は、魚市場としての買受人数を記入し、重複させないでください。

② 魚市場における過去1年間の取扱高を把握する調査事項のうち、取扱金額について、取扱数量と同様に、総額の内訳として「水揚量」及び「搬入量」に相当する取扱金額を把握する。

**変更案**

3 魚市場における過去1年間（平成30年1月1日から12月31日）の取扱高について、数量欄に水産物取扱数量を、金額欄に水産物取扱金額（消費税を含む。）を記入してください。

		数 量						金 額					
		千 万 百 十 (トン)						千 億 十 億 億 千 万 百 十 (万円)					
総数 ①+②	121	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
うち、活魚	122	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
水揚量 ①	123	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
搬入量 ②	124	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
うち、輸入品	125	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

数量は、過去1年間に魚市場へ上場された水産物（活魚、生鮮品、冷凍品及び加工品）の数量です。また、第1次水揚量（内水面漁業、養殖業による生産品を含む。）のほか、他の漁業地域からの搬入量及び輸入品を含みます。

金額は、数量欄で記入した、魚市場に上場された数量に対応する総金額（消費税を含む。）を記入してください。

**現 行**

3 魚市場における過去1年間（平成25年1月1日～12月31日）の取扱高について、数量欄に水産物取扱数量を、金額欄に水産物取扱金額（消費税を含む。）を記入してください。

		万 千 百 十 (トン)						億 千 万 百 十 (円)					
121	総数 ①+②	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
122	数 うち、活魚	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
123	量 水揚量 ①	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
124	搬入量 ②	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
125	うち、輸入品	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
126	金 総 額	:	:	:	:	:	:	0	0	0	0	0	0
127	額 うち、活魚	:	:	:	:	:	:	0	0	0	0	0	0
128	うち、輸入品	:	:	:	:	:	:	0	0	0	0	0	0

数量は、過去1年間に魚市場へ上場された水産物（活魚、生鮮品、冷凍品及び加工品）の数量です。また、第1次水揚量（内水面漁業、養殖業による生産品を含む。）のほか、他の漁業地域からの搬入量及び輸入品を含みます。

金額は、数量欄で記入した、魚市場に上場された数量に対応する総金額（消費税を含む。）を記入してください。

**(審査状況)**

市場の統廃合や買受人の拡大を含む流通機構の改革に向けた検討を行うための基礎データとして、流通機構の構造をよりの確に把握するため、①水産物買受人数の内訳把握、②魚市場における水揚量や搬入量に相当する取扱金額を把握するよう変更することとしている。

これらについては、政策ニーズに則したデータの把握を行うものであることから、おおむね適当と考えるが、利活用の観点からみて、十分かつ適切なものとなっているか確認する必要がある。

(論点)

- 1 本調査事項について、データ面での経年変化はどのようになっているか。
- 2 本調査事項から得られたデータは、行政施策等において具体的にどのように活用されているのか。今回の変更により得られる結果については、行政施策等にどのように利活用される見込みなのか。
- 3 上記を踏まえ、今回の変更内容は十分かつ適切なものとなっているか。

ソ 水産加工場生産の水産加工品の種類区分の変更

〔冷凍・冷蔵、水産加工場調査票〕

過去1年に水産加工場で生産された水産加工品の生産量を把握する調査事項のうち、「その他の食用加工品」において、①塩辛類の「その他」の部分の削除、②「調味加工品」における「水産物つくだ煮類」及び「乾燥・焙焼・揚げ加工品」の「その他」の削除、③「調味加工品」における「その他の調味加工品」及び「その他」の統合を行う。

また、「生鮮冷凍水産物」において、「冷凍たい類」及び「冷凍かき類」を追加する。

変更案

		301 生産量					301 生産量						
		千 百 十 万 千 百 十 (kg)					千 百 十 万 千 百 十 (kg)						
節製品	かつお節	33					生鮮冷凍水産物(つつき)	冷凍さんま	60				
	かつお節	34						冷凍またら	61				
	なまり節	35						冷凍すけとら	62				
	さば節	36						冷凍ほっけ	63				
	その他	37						冷凍いかなご	64				
その他の食用加工品	かつお節	38					冷凍こうなご	65					
	けずり節	39					冷凍はたはた	66					
	いか塩辛	40					冷凍たい類	67					
	水産物漬物	41					冷凍たてがい	68					
	木っこんぶ(つくだ煮)	42					冷凍いか類	69					
生鮮冷凍水産物	調味	43					冷凍かに類	70					
	調味	44					冷凍かき類	71					
	調味	45					冷凍水産物類	72					
	調味	46					すけとら	73					
	調味	47					いわし・さば	74					
調味	48					ほっけ	75						
調味	49					身	76						
調味	50					その他	77						
調味	51												
調味	52												
調味	53												
調味	54												
調味	55												
調味	56												
調味	57												
調味	58												
調味	59												
調味	60												
調味	61												
調味	62												
調味	63												
調味	64												
調味	65												
調味	66												
調味	67												
調味	68												
調味	69												
調味	70												
調味	71												
調味	72												
調味	73												
調味	74												
調味	75												
調味	76												
調味	77												
調味	78												
調味	79												
調味	80												
調味	81												
調味	82												
調味	83												
調味	84												
調味	85												
調味	86												
調味	87												
調味	88												
調味	89												
調味	90												
調味	91												
調味	92												
調味	93												
調味	94												
調味	95												
調味	96												
調味	97												
調味	98												
調味	99												
調味	100												

現行

1 過去1年間に事業所で生産したすべての水産加工品について、その種類ごとに生産量をkg単位で記入してください。(つつき)

		301 生産量					301 生産量						
		万 千 百 十 (kg)					万 千 百 十 (kg)						
節製品	かつお節	33					生鮮冷凍水産物	冷凍さんま	54				
	かつお節	34						冷凍またら	55				
	なまり節	35						冷凍すけとら	56				
	さば節	36						冷凍ほっけ	57				
	その他	37						冷凍いかなご	58				
その他の食用加工品	かつお節	38					冷凍こうなご	59					
	けずり節	39					冷凍はたはた	60					
	いか塩辛	40					冷凍たい類	61					
	水産物漬物	41					冷凍たてがい	62					
	木っこんぶ(つくだ煮)	42					冷凍いか類	63					
生鮮冷凍水産物	調味	43					冷凍かに類	64					
	調味	44					冷凍かき類	65					
	調味	45					冷凍水産物類	66					
	調味	46					すけとら	67					
	調味	47					いわし・さば	68					
調味	48					ほっけ	69						
調味	49					身	70						
調味	50					その他	71						
調味	51												
調味	52												
調味	53												
調味	54												
調味	55												
調味	56												
調味	57												
調味	58												
調味	59												
調味	60												
調味	61												
調味	62												
調味	63												
調味	64												
調味	65												
調味	66												
調味	67												
調味	68												
調味	69												
調味	70												
調味	71												
調味	72												
調味	73												
調味	74												
調味	75												
調味	76												
調味	77												
調味	78												
調味	79												
調味	80												
調味	81												
調味	82												
調味	83												
調味	84												
調味	85												
調味	86												
調味	87												
調味	88												
調味	89												
調味	90												
調味	91												
調味	92												
調味	93												
調味	94												
調味	95												
調味	96												
調味	97												
調味	98												
調味	99												
調味	100												

## (審査状況)

過去1年に水産加工場で生産された水産加工品のうち、「その他の食用加工品」のの種類区分の一部について削除・統合することとしている。

これについては、報告者負担の軽減を図るものであることから、おおむね適当と考えるが、削除・統合に伴う支障等がないか確認する必要がある。

また、水産加工業施設改良資金融通臨時措置法（昭和52年法律第93号）に基づく融資の対象魚種として「たい」及び「かき」が指定されており、同法改正時の対象魚種見直しの際の基礎資料を得るため、その加工品の生産動向を把握する必要があることから、「生鮮冷凍水産物」の種類区分として「冷凍たい類」及び「冷凍かき類」追加することとしている。

これについては、政策ニーズに則したデータの把握を行うものであり、おおむね適当と考えるが、これまでの調査結果及び利活用等の観点からみて、適切な種類区分の設定となっているか確認する必要がある。

## (論点)

- 1 本調査事項について、データ面での経年変化はどのようになっているか。
- 2 本調査事項の結果は、行政施策等において具体的にどのように利活用されているのか。これまでの調査結果及び利活用の状況等を踏まえ、「その他の食用加工品」の種類区分の一部について削除・統合しても支障等は生じないか。また、今回、削除・統合する種類区分以外に見直しが必要なものはないか。
- 3 今回追加する種類区分（「冷凍たい類」及び「冷凍かき類」）の結果については、行政施策等において具体的にどのような利活用が見込まれるのか。

## タ 水産加工品の出荷先を把握する調査事項の追加

### 〔冷凍・冷蔵、水産加工場調査票〕

水産加工場における過去1年間の水産加工品の出荷先を把握する調査事項を追加する。

#### 変更案〔追加〕

- 4 過去1年間の事業所における水産加工品の出荷先について、当てはまるものすべてに記入してください。

流通業者は、卸売問屋等に国内向けに出荷している場合をいいます。  
小売業者は、スーパー（量販店含む）、生協、鮮魚商等へ出荷している場合をいいます。  
自家販売は、自家店舗、通販、インターネット販売、行商などで販売している場合をいいます。  
直売所は、直売所や道の駅など場所を借りて販売している場合をいいます。  
海外向け（輸出）は、貿易商社を通じるなどして、海外向けに出荷（輸出）している場合をいいます。

	国内向け							海外向け（輸出）
	漁協、加工業者	流通業者	小売業者	外食産業・給食業者等	卸売市場・荷さばき所	自家販売・直売所	その他	
331	0	0	0	0	0	0	0	0

## (審査状況)

本調査事項は、水産加工品の輸出対策及び流通施策の取組の促進に資するため、水産加工品の輸出を含む流通先の実態をよりの確に把握することを目的として、追加することとしているものである。

これについては、政策ニーズへの対応を図るものであることから、おおむね適当と考えるが、より正確な記入の確保等の観点から、必要かつ十分なものとなっているか

確認する必要がある。

(論点)

- 1 本調査事項から得られるデータは、行政施策等において具体的にどのような利活用が見込まれるのか。
- 2 国内向けの出荷先の選択肢については、流通の実態に即したものであるとともに、報告者にとって紛れが生じないよう、適切な設定となっているか。

チ HACCP手法の導入状況を把握する調査事項の削除

[冷凍・冷蔵、水産加工場調査票]

水産加工場におけるHACCP手法の導入の有無及び導入理由を把握する調査事項を削除する。

**現行** **変更案**

5 製品製造の工程管理内容について

(1) 1月1日現在で、事業所におけるHACCP手法の導入状況について当てはまる番号を一つ〇で囲んでください。(国や業界団体等による第三者認証の他、取引先による二者間認証やHACCP手法の導入について自己宣言している場合も含めません。)

導入している	導入していない	導入を決定
341	① ② ③	

（導入していないが導入を決定している場合は、③のみ〇で囲んでください。）

HACCP（ハサップ）手法とは、食品製造における原材料から加工、出荷に至るまでの各段階で「安全性に害を与える要因を分析」し「危害発生の防止の上で重要な管理を行うべきポイント」を監視・記録することで、食品の安全性を確保する衛生管理手法のことをいいます。

1又は3を選んだ方は（2）もお答えください。

(2) HACCP手法を導入している（導入を決定している。）理由について、当てはまる番号をすべて〇で囲んでください。

製品の 高付加価値化のため	事故等の リスク削減のため	輸出先の 基準を満たすため	その他
342	① ① ① ①		

[削除]

(審査状況)

本調査事項は、水産加工場（水産食料品製造業者の一部）を対象とし、水産物の輸出に際して相手国から求められるHACCP手法の導入の有無に係る現状把握とともに、施策の効果検証に活用されてきた。

しかしながら、本調査結果における過去3回のHACCP手法の導入割合は約10%で推移しておりある程度傾向が把握できたことや、農林水産省が毎年実施している「食品製造業におけるHACCPの導入状況実態調査」（一般統計調査。以下「HACCP導入状況調査」という。）において、水産加工場（水産食料品製造業者の一部）を含め食品製造業者を広く対象とし、本調査で把握している導入の有無等に限らず、導入しているHACCPの種類や導入の効果、導入できない理由等、より詳細な内容を把握していることから、本調査事項を削除する。

これについては、報告者負担の軽減を図るものであることから、おおむね適当と考

えるが、削除することに伴う支障の有無等について確認する必要がある。

(論点)

- 1 HACCP導入状況調査は、どのような調査か(調査の概要等)。
- 2 本調査事項及びHACCP導入状況調査から、それぞれからどのような調査結果が得られているか。
- 3 本調査事項とHACCP導入状況調査における水産食料品製造業者(水産加工場を含む。)の結果との間において、HACCP導入の有無に係るデータの動向に差異はみられるか。差異が生じている場合、その理由は合理的な理由によるものか。
- 4 本調査事項及びHACCP導入状況調査から得られたデータは、それぞれ行政施策等において具体的にどのように利活用されていたのか。
- 5 本調査事項及びHACCP導入状況調査のこれまでの調査結果並びに当該調査結果の利活用の状況等を踏まえ、本調査事項を削除しても支障等は生じないか。

(3) 報告を求めるために用いる方法の変更等

ア オンライン調査の全面導入

4種類の調査票(海面漁業地域調査票、内水面漁業経営体調査票(一部地域)、内水面漁業地域調査票及び魚市場調査票)において、従来の調査員調査に代えて、郵送調査を導入する。

また、従来の魚市場調査票及び冷凍・冷蔵、水産加工場調査票に加え、全ての調査票において、他の調査方法と併用し、オンライン調査を導入する。

表 各調査票における調査方法

調査票名	2013年調査	2018年調査
漁業経営体調査票	配布：調査員 回収：調査員	配布：調査員 回収：調査員又はオンライン(政府統計共同利用システム)
海面漁業地域調査票		配布：郵送 回収：郵送又はオンライン(電子メール)
内水面漁業経営体調査票		配布：調査員又は郵送 回収：調査員、郵送、オンライン(政府統計共同利用システム)又は職員
内水面漁業地域調査票		配布：郵送 回収：郵送又はオンライン(電子メール)
魚市場調査票	配布：調査員 回収：調査員又はオンライン(政府共同利用システム)	配布：郵送 回収：郵送又はオンライン(電子メール)
冷凍・冷蔵、水産加工場調査票		配布：調査員 回収：調査員又はオンライン(政府統計共同利用システム)

(審査状況)

前々回の2008年調査(以下「前々回調査」という。)から、一部の調査票(魚市場調査票及び冷凍・冷蔵、水産加工場調査票)において政府統計共同利用システムを利用したオンライン調査を実施してきたが、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成26年3月25日閣議決定)においてオンライン調査の推進が求められていることなどを踏まえ、今回調査からは、全ての調査票についてオンライン調査(政府統計共同使用システム又は電子メール)<sup>(注)</sup>を導入することとしている。

(注) 漁業協同組合を対象とする「海面漁業地域調査票」、「内水面漁業地域調査票」及び「魚市場調査票」

については電子メール、漁業経営体や水産加工業、冷凍・冷蔵施設を営む事業所を対象とする「漁業経営体調査票」、「内水面漁業経営体調査票」及び「冷凍・冷蔵、水産加工場調査票」については政府統計共同利用システムによることとしている。

また、漁業協同組合を報告者とする海面漁業地域調査票、内水面漁業地域調査票及び魚市場調査票については、従来の調査員調査を廃止し、郵送調査（オンライン回答できない場合は郵送で回収）に変更することとしている。

さらに、内水面漁業経営体調査票については、引き続き、調査員調査（オンライン回答も可）を原則としつつ、調査対象となる内水面漁業経営体が少ない地域では、調査員調査から郵送調査（オンライン回答も可）に変更し、郵送又はオンラインで回収できなかった報告者については、地方農政局等の職員が回収することとしている。

これらについては、報告者の利便性の向上及び調査の効率的な実施等の観点から、おおむね適当と考えるが、今回の変更により実施する際に留意すべき点などについて確認する必要がある。

### (論点)

- 1 前回及び前々回調査における各調査票の回収率及びオンライン回答率はどうだったか。その結果について、どのように評価しているか。  
また、最終的に回答が得られなかった者はどの程度いるか、また、これらの報告者について、集計時にどのような対処を行っているか。
- 2 各調査票における調査方法の設定の考え方は何か。
- 3 今回調査でのオンライン調査の全面導入に伴い、漁業協同組合を報告者とする海面漁業地域調査票、内水面漁業地域調査票及び魚市場調査票は、電子メールによる一方、その他の調査票については、政府統計共同利用システムによることとしているが、その理由は何か。
- 4 試行調査において、海面漁業地域調査票、内水面漁業経営体調査、内水面漁業地域調査票及び魚市場調査票について、今回の変更内容と同様に、郵送又はオンライン（電子メール。内水面漁業経営体調査については未実施）により実施しているが、その回答状況はどうだったか。今回調査の実施に向けた問題点や改善点はなかったか（特に、郵送調査の導入に伴う、記入不備による調査実施機関の審査事務の負担増など）。
- 5 試行調査結果も踏まえ、今回調査の実施に当たって見直し・改善を図った点はあるか。また、今回の変更により、地方事務の負担軽減、調査の円滑化等の観点から、どのような効果が見込まれると考えているか。また、スマートフォンやタブレット等によるオンライン回答についてはどのように考えているか。

### イ 行政記録情報等の活用

前回調査から漁船登録データの活用により、統計調査員の客体名簿補正の事務負担軽減に取り組んできたところであり、今回調査においては、新たに、事業所母集団データベースの情報や大臣許可・知事許可漁業の名簿情報等の活用により、統計調査員の事務負担の更なる軽減化を図る。

### (審査状況)

これについては、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定）において、行政記録情報等の活用を推進することとされていること、また、統計調査員の事務負担の更なる軽減化を図るものであることから、適当と考える。

#### (4) 報告を求める期間の変更

流通加工調査（魚市場調査票、冷凍・冷蔵、水産加工場調査票）の調査票の配布時期について、「平成25年12月15日」から「平成31年1月10日」に変更する。

##### (審査状況)

流通加工調査の報告を求める期間について、従前は海面漁業調査及び内水面漁業調査と同様、調査票を「10月15日」に配布し、「11月20日」までに回収することとしていたが、前回の2013年調査から「12月15日」に配布し、翌年「1月31日」までに回収するよう変更ところである。

しかしながら、年末に調査票を配布し、年明けに回収することについて報告者や調査員から見直しを求める意見が聞かれたことを踏まえて、調査票の配布も年明けに行うよう変更することとしている。

これについては、報告者や調査員の負担等を考慮したものであることから、おおむね適当と考えるが、報告者による必要かつ十分な報告期間が確保されているか確認する必要がある。

##### (論点)

- 1 前回調査で報告を求める期間を変更したことに伴い、回収率等において影響がみられたのか。
- 2 報告を求める期間の見直しについて、報告者や調査員からは、具体的にどのような意見が聞かれたのか。
- 3 今回の変更により、報告者による報告期間が従前の約1か月半から約3週間に短縮されることになるが、報告者負担及び回収率への影響等の観点からみて、必要かつ十分な報告期間となっているか。

#### (5) 集計事項の変更

集計事項について、調査票の統合・再編、調査事項の追加・削除等に伴う所要の変更を行う。

##### (審査状況)

調査票の統合・再編、調査事項の追加・削除等に伴い、調査結果として作成される集計事項（集計表）の追加・削除等を行うこととしている。

本調査結果から得られる集計事項は、政策課題を検討する上での有用な情報を提供するとともに、広く統計利用者のニーズにも応えようとするものであること等から、おおむね適当と考えるが、具体的にどのような集計表が作成され、どのような分析が可能になるのか、表章区分等は適当か等について確認する必要がある。

##### (論点)

- 1 調査票の統合・再編、調査事項の追加・削除等に伴い、集計表の表章（様式）は具体的にどのようになるのか。既存の調査事項の場合は、現行の集計表と変更後の様式のイメージとしては、どのようなものになるのか（主要な集計表）。
- 2 作成される集計表については、調査結果の利活用の観点からみて、十分かつ適当なものとなっているか。



2 「諮問第48号の答申 漁業センサスの変更及び漁業センサスの指定の変更（名称の変更）について」（平成25年2月15日付け府総委第15号）における今後の課題への対応状況について  
 (1) OCR対応調査票の導入に伴う公表早期化の検討

〔「今後の課題」における記述（抜粋）〕

今回のOCR対応調査票の導入により、調査票のデータは、従前の各都道府県におけるパンチ入力後に農林水産省に報告する方法から、農林水産省においてデータをOCRにより一括入力し、新たに入力データを都道府県にフィードバックし確認してもらう方法に変更される。

これに伴う公表の早期化に関し、今回の本調査の集計業務等を行う中で、調査票の回収後のデータ入力から公表に至るまでの期間が従前と比べ短縮可能かどうかについて検証し、その結果を踏まえ、次回の本調査（2018年調査）の企画までに、公表の早期化を検討する必要がある。

(審査状況)

本課題は、前回調査におけるOCR対応調査票の導入に伴い、調査票の回収後のデータ入力から公表に至るまでの期間短縮の可能性について検証し、結果公表の早期化について検討することを求めたものである。

これを踏まえ、農林水産省は、前回調査における調査票のデータ入力から審査、集計、公表までの期間短縮の可能性について検証したが、筆圧が弱い調査票や記入例に示す数字の書き方がなされていない調査票等が散見されたため、機械による読み取り精度が悪く、審査・修正に時間を要することとなり、公表に至るまでの期間短縮はならなかったとしている。

このため、農林水産省は、今回調査では、引き続きOCR対応調査票を導入するものの、調査票の選択項目について、前回の丸印（「○」）を付ける方式から楕円を塗りつぶすマークシート方式に変更<sup>(注)</sup>することにより、読み取りエラーを縮減し、審査・修正に要する時間の短縮を図り、公表の早期化に取り組むたいとしている。

これについては、前回調査の検証結果を踏まえ、公表の早期化の実現に向けて新たな対応を図るものであり、一定の評価はできるものの、対応策として十分かつ適切なものとなっているか等について確認する必要がある。

(注) 調査票の選択項目の変更例  
 <漁業の専業・兼業の状況>



(論点)

- 1 前回調査において、筆圧が弱いなどの理由により、器械での読み取りができなかった調査票は、全体のどの程度みられたのか。
- 2 農林水産省がOCR対応調査票により実施している他の統計調査で、選択項目に丸印を付ける方式を採用している場合、同様の問題が生じているのか。問題が生じていない場合、何か工夫している点等はあるか。

また、同様の問題が生じたことを理由として、マークシート方式に変更した他の統計調査がある場合、調査票の記入状況等に改善効果はみられたか。さらに、マークシート方式を採用する他の統計調査における実施状況等を把握し、今回の変更を活用し

ている点などあるか。

- 3 OCR対応調査票を採用している他の統計調査の実施状況も踏まえつつ、公表の早期化に向けた取組として、今回の対応は、十分かつ適切なものとなっているか。

## (2) インターネットを用いた回答方式の利用向上に向けた対応策の検討

### 〔「今後の課題」における記述（抜粋）〕

インターネットを用いた回答方式（以下「オンライン調査」という。）については、前回（2008年）の本調査の際、事業所を対象とした流通加工調査（魚市場調査票及び冷凍・冷蔵、水産加工場調査票）において導入されたところであるが、その利用率は1%未満という極めて低い結果となっている。

このため、今回の本調査でオンライン調査を実施する際に、利用促進が図られていない原因の把握を行い、次回の本調査（2018年調査）の企画までに利用向上に向けた対応策を検討する必要がある。

### (審査状況)

本課題は、前々回調査から、魚市場調査票及び冷凍・冷蔵、水産加工場調査票において、オンライン調査が導入されたものの、オンライン回答の利用率（オンライン回答率）が1%未満と極めて低かったことから、前回調査でオンライン回答が利用されない原因の把握・分析を行い、今回調査に向けて所要の対応策を検討することを求めたものである。なお、前回調査におけるオンライン回答率は1.9%と依然として低い状況となっている。

これを踏まえ、農林水産省は、前回調査に併せて実施したオンライン利用に関するアンケート調査結果を踏まえ、以下の新たな取組を行うことにより、オンライン利用率の更なる向上を図ることとしている。

- ・ 全ての調査対象に対してオンライン回答用のID・パスワードを事前送付
- ・ 紙媒体の調査票の表紙にオンライン回答が可能である旨を明記
- ・ 簡易版のオンラインシステム操作マニュアルの作成・配布

これについては、アンケート調査結果等を踏まえつつ、オンライン回答率の更なる向上に向けて新たな対応を図るものであり、一定程度の効果は期待できるものの、対応策として十分かつ適切なものとなっているか等について確認する必要がある。

### (論点)

- 1 オンライン回答率の向上を図るため、前回調査ではどのような取組を行ったのか。その取組結果について、どのように評価しているか。
- 2 前回調査結果も踏まえ、今年7月に実施した試行調査では、どのような取組を行ったのか。その取組結果について、どのように評価しているか。
- 3 前回調査に併せて実施したオンライン利用に関するアンケート調査の結果は、どのようなになっているか。
- 4 前回調査及び試行調査の結果、アンケート結果等も踏まえ、今回の対応は、オンライン回答率の更なる向上を図る観点からみて、十分かつ適切なものとなっているか。